

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に関わる契約締結は、当該業務にかかる平成25年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とするものである。

平成24年12月19日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区一般廃棄物処理基本計画改定に伴う策定支援業務委託

(2) 業務内容

平成17年4月に策定した世田谷区一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）を平成22年3月に改定したところであるが、その後の状況変化に対応するため基本計画の見直しを行い、廃棄物・リサイクル施策を計画的に進めるための新たな指針として策定する。

本業務は基本計画の改定にあたり、現行基本計画の評価・検証、各種データの整理・分析、及び計画目標値の設定や計画管理手法の企画立案をはじめ、基本計画改定に伴う支援業務を委託するものである。

(3) 委託期間

平成25年5月1日（水）から平成27年3月31日（火）（予定）

※本業務に関わる契約締結は、年度ごとに行い、かつ予算配当を条件とする。

2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の物品買入れ等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 東京都又は東京都に隣接する県に本社または支社、営業所を有する法人であること。
- (6) 過去10年間に地方公共団体の一般廃棄物処理基本計画の策定支援、見直し支援の実績があること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 企画力に関する事項
- (2) 策定支援、見直し支援の実績

- (3) 遂行力に関する事項
- (4) その他追加提案に関する事項
- (5) 価格に関する事項

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区清掃・リサイクル部事業課 事業計画担当

(世田谷区役所分庁舎(ノバビル)1階)

電話：03-5432-2287

ファクシミリ：03-5432-3058

※窓口の受付時間は午前9時～午後5時とする。ただし、土・日曜日、祝日、年末年始を除く。

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間 平成24年12月19日(水)～平成25年1月17日(木)

② 交付場所 世田谷区ホームページ及び上記(1)窓口で交付

※ホームページ掲載箇所： 区のトップページ>暮らし・手続き>ごみ・リサイクル>ごみ・リサイクルに関する事業者向け情報

③ 交付方法 希望者に直接無償交付する

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限 平成25年1月17日(木)午後5時

② 提出場所 (1)に同じ

③ 提出方法 直接持参すること(郵送不可)

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限 平成25年2月22日(金)午後5時

② 提出場所 (1)に同じ

③ 提出方法 直接持参すること(郵送不可)

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 不要

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 有 平成26年度の当該業務

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表できるものとします。

(7) 詳細は説明書による。